

令和2年5月7日  
17:30  
相模原市発表資料

## 特別定額給付金について

給付対象者1人につき10万円を給付する特別定額給付金について、今後の予定等を次のとおりお知らせします。

### 1 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方  
（参考 令和2年4月1日現在人口 71万7,756人）

### 2 受給権者

給付対象者が属する世帯の世帯主  
（参考 令和2年4月1日現在世帯数 34万95世帯）

### 3 申請方法

市から受給権者に郵送した申請書を市に郵送で返送する郵送申請、又はマイナンバーカードを使った総務省のマイナポータルからのオンライン申請

### 4 給付スケジュール（予定）

#### （1）郵送申請分

「なりすましや二重給付の防止」「DV被害者の方などへの給付準備」等が整い次第、申請書を5月30日から6月中旬ごろにかけて市民の皆様へ順次郵送します。その後、市民の皆様からの申請書が市に到着次第、審査を開始し、早ければ6月中旬から給付金を指定の口座に順次振込みます。

#### （2）オンライン申請分

5月8日から受付を開始し、早ければ5月下旬から給付金を指定の口座に順次振込みます。

なお、オンライン申請は住民基本台帳との照合確認作業が必要となるため、不突合が生じた場合は郵送申請よりも給付が遅れる場合があります。

#### （3）申請期限

9月中旬頃を目途に設定する予定です。

#### （4）コールセンターの設置

令和2年5月8日に専用コールセンターを設置します。ご不明な点はお問合せください。

- ・受付時間 平日 午前8時30分から午後5時まで  
ただし、申請書発送後については、土曜日及び日曜日も受付予定（6月中）
- ・電話番号 042-851-3091

#### 問合せ先

環境経済局 経済部 産業・雇用政策課  
担当 吉成 靖幸  
電話 042-769-9253